隙 間

企画合意書

株式会社ライコス（以下「甲」といいます）と以下の要項（以下「本要項」といいます）記載のエキシビター(以下「乙」といいます）は、本要項及び別紙「隙間」展示規約に定める条件に従い、本要項記載の展示を企画し実施することを合意いたします。

要 項

エキシビター	山崎 萌子
展 示	展示名：「中」 展示場所：「隙 間」 〒111-0051 東京都台東区蔵前 3-11-2 showroom 1F 展示期間：2023 年 12 月 16 日〜2023 年 12 月 24 日 オープニングイベントを除き、展示期間中の営業時間は 12:00-19:00
搬入設営・搬出期間	搬入設営：2023 年 12 月 11 日 〜 2023 年 12 月 13 日 搬出：2023 年 12 月 25 日 〜 2023 年 12 月 26 日
オープニングイベント	A. オープニングレセプション　日程：2023 年 12 月 15 日 ＋ アーティストディナー　日程：2023 年 12 月 14 日
対価となる作品	作品名：誰 制作年：2023 作者：山崎 萌子 作品形式・サイズ等：糸芭蕉、泥染、顔料 440mm x 317mm
その他	特になし

2023 年 12 月 14 日

株式会社ライコス
氏 名　　柏崎　亮　　印

エキシビター
氏 名　山崎 萌子　　印

「隙 間」展示規約

2022年05月17日制定
2023年05月17日改定

この展示規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社ライコス（以下「甲」といいます）が運営するオルタナティブスペース「隙間」（以下「本スペース」といいます）における展示の企画及び実施に関する条件等を定めるものです。甲及び当該展示に出展するエキシビター（以下「乙」といいます）は、当該展示の企画及び実施にあたり、本規約の内容を確認のうえ、全てに合意するものといたします。

第１条 (適用)

1. 本規約は、甲及び乙の間の本スペースの利用に関する一切の関係に適用されます。

2. 甲は、本スペースの運用を踏まえ、本スペースに関する個別の規約やルール等を作成することができるものとします。ただし、これらの個別の規約等が本企画（次条第１項で定義します）に影響を及ぼす場合には、乙の事前の承諾を得るものとします。これらの個別の規約等は、本スペース内又は甲のウェブサイト上に掲載するものとし、本規約の一部を構成するものとして適用されます。

第2条 (作品の展示)

1. 乙は、本要項「展示」記載の企画（以下「本企画」といいます）に参加し、本スペースにおいて作品の展示及び販売を行います。本企画の内容は、甲乙間での合意により決定するものとし、甲による隙間の運営に支障を生じない範囲に限られるものとします。

2. 乙は、本企画にあたり、以下の業務を自身の費用負担及び責任において行います。

   (1) 作品の制作
   (2) 作品の搬入、設営及び搬出（甲が免除する場合を除き、本スペースの原状回復を含みます）
   (3) 甲スタッフに対する本企画及び作品の説明
   (4) 来場者対応（次項第１号の業務を除きます）
   (5) 作品の販売（次項第４号の業務を除きます）
   (6) 作品の購入者への配送（梱包や配送先での設置等を含みます）
   (7) 販売後の作品に関する購入者対応
   (8) 展示期間中の作品の保全や事故等に関する保険の付保
   (9) その他別途甲乙との間で合意する業務

3. 甲は、本企画にあたり、本企画に必要な範囲で本スペースを確保・維持するとともに、以下の業務を提供します。

   (1) 展示期間中の常駐スタッフの在廊
   オープニングイベントを除き、展示期間中は11:30-19:30在廊し、来場者対応を行います。

   (2) 本企画のPR業務
   DM、招待状等の印刷物やウェブサイトでの告知、プレスリリースの作成及び配信、インスタレーションビューの撮影等のPR業務を行います。具体的なPR業務の内容については、甲と乙との間で適宜協議いたします。乙は、甲に対し、当該PR業務に必要な範囲で、作品又は乙の情報、画像、プロフィール等を提供しこれを甲に利用させるものとします。

   (3) オープニングイベントの開催
   本要項「オープニングイベント」記載のオープニングイベントを開催いたします。乙は、以下のオープニングイベントのうち、「A 及び B」又は「A 及び C」を選択できるものとします。

   A. プライベート・ビューイング
   甲及び乙の関係者、報道関係者、キーパーソンを対象としたプライベート・ビューイングのためのイベント（16:00-20:00）です。甲のスタッフが本スペース及び本企画のコンセプトを説明するとともに乙を紹介します。乙は、本企画及び個別の作品について説明します。

   B. アーティスト・ディナー
   本スペースでの作品の中でのディナーイベントです。キーパーソンを繋ぎ、乙を紹介し、本スペースのプロジェクトとそのゴールを共有するコミュニティを作ることを目的とします。甲のスタッフが本スペース及び本企画のコンセプトを説明するとともに乙を紹介します。乙は、本企画及び個別の作品について説明します。ディナーの費用も甲が負担します。

C. ワークショップ
乙のキュレーションによるワークショップイベントです。乙の制作において特に重要な技術やテクニックの紹介等を想定しています。材料費を含む費用を甲が負担しますが、甲の範囲内での実施となります。

(4)　作品の販売にかかる手続
甲は、作品の販売にかかる手続（購入者による書面記入の案内）及び請求書（入金期限は原則 10 日以内とします）の発行を行います。ただし、支払先は乙の指定する金融機関口座とし、作品の売買代金のやり取りにつき、甲は関与いたしません。

(5)　販売証明書の発行
甲は、売買代金の支払い完了後、作品の購入者に対し、作品の販売証明を発行いたします。

(6)　その他別途甲乙との間で合意する業務

第3条 (対価)

1. 乙は、甲に対し、本企画に関する本スペースの利用（前条第 3 項に定める甲の業務、次条に定める回顧展の実施を含みます）に関する対価として、本要項「対価となる作品」記載の作品（以下「対価作品」といいます）を譲渡するものとします。

2. 本スペースにおいて作品を販売した場合でも、乙は、前項に定める対価作品の譲渡以外に、甲に対して別途販売手数料等を支払う必要はありません。ただし、甲及び乙が本企画にあたり乙が支出することに合意した経費等については、この限りではありません。

第4条 (回顧展)

甲は、本スペースにおいて実施する本企画及び他のエキシビターの企画に関する回顧展（以下「回顧展」といいます）を実施する予定です。乙は、甲が、当該回顧展において、対価作品、本企画又は乙の写真、動画、音声等を以下のように利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

(1)　対価作品の展示
(2)　対価作品を含む本企画の作品の写真、動画等の展示及び回顧展の PR のために必要な範囲での利用
(3)　乙に帰属する本人の肖像、氏名、プロフィール等の展示及び回顧展の PR のために必要な範囲での利用
(4)　その他別途合意する利用

第5条 (禁止行為)

1. 甲及び乙は、以下のいずれかに該当する行為を行ってはなりません。

(1)　法令等に違反する作品や商品等を展示、販売する行為
(2)　展示期間中、本スペースを本企画以外の目的で利用する行為
(3)　展示期間中、本スペース及び本企画の利用権を第三者に譲渡又は貸与する行為
(4)　法令等又は公序良俗に反する目的、方法若しくは態様において利用する行為
(5)　甲、乙又は第三者の権利又は利益を侵害する行為
(6)　火器、危険物の持ち込み又は本スペース内で使用する行為
(7)　近隣住民の迷惑となるような大音量又は光害を引き起こす行為
(8)　本スペースの建物内外、付属設備、本企画や展示、作品を破損・汚損・紛失等する行為
(9)　本企画や本スペースの運営を妨害する行為
(10)　反社会的勢力等への利益供与、反社会的勢力等を本スペースに出入りさせる行為
(11)　本規約に違反する行為
(12)　前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
(13)　前各号の行為に該当するおそれがある行為
(14)　その他、甲又は乙が合理的に不適切と判断する行為

2. 甲又は乙が前項に該当する行為を行なった場合、相手方は、展示期間中であっても、直ちに本企画を中止し、本スペースの利用を中止させることができます。

第6条 (管理・免責・非保証)

1. 乙は、自身の責任において本スペースを利用するものとし、本スペースにおいて行った一切の行為及びその結果について一切の責任を負うものとします。

2. 作品、乙の荷物、及び貴重品等は、乙の責任において管理するものとし、盗難、紛失、破損、汚損、火災又は天災その他の不慮の事故に起因する損害について、甲は一切責任を負いません。作品保全のために必要な保険を、乙の費用及び責任において付保してください。

3. 乙は、本スペースを利用したことに起因して（甲がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます）、甲が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、甲の請求にしたがって直ちにこれを賠償しなければなりません。ただし、当該損害が甲の指示や要望に従ったことその他甲の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

4. 甲は、乙に対し、本スペースを現状のままで利用させるものとし、本スペースに関する不具合がないこと及び特定の目的への適合性を含め、明示的にも黙示的にもいかなる保証もいたしません。

5. 甲は、甲の故意又は重過失に起因する場合を除き、本スペースに起因して乙に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

6. 甲の重過失に起因して乙に損害が生じた場合、甲は、逸失利益その他の特別の事情によって生じた損害を賠償する責任を負わず、通常生ずべき損害の範囲内で、かつ、乙から受領した対価作品の価格を上限として損害賠償責任を負うものとします。

第7条 (個人情報の取扱い)

1. 甲による乙及び本企画の来場者等の個人情報の取扱いについては、別途甲のプライバシーポリシー並びに個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令（ガイドライン等を含みます。以下総称して「個人情報保護法等」といいます）の定めによるものとし、乙は当該プライバシーポリシーに従って甲が個人情報を取扱うことについて同意するものとします。

2. 乙は、本企画の来場者等の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法等を遵守するものとします。

第8条 (本規約の変更)

甲は、本スペースの運用を踏まえ、甲が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を甲ウェブサイト上又は本スペースにおける掲示その他の適切な方法により周知し、又は乙に通知します。ただし、当該変更が本企画に影響を及ぼし乙に不利益となる場合その他法令上乙の同意が必要となるような内容の変更の場合は、甲所定の方法で乙の同意を得るものとします。

第9条 (連絡・通知)

1. 甲から乙に対する連絡又は通知及び乙から甲に対する連絡又は通知は、甲乙で事前に合意した方法で行うものとします。

2. 甲及び乙が本要項記載の連絡先に連絡又は通知を行った場合、当該連絡又は通知は受領されたものとみなすことができます

第10条 (契約上の地位の譲渡等)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本規約に基づく地位又は権利義務義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第11条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第12条 (準拠法・管轄裁判所)

1. 本規約の準拠法は日本法とします。

2. 本規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上